

平成 30 年 5 月 29 日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 30 年 3 月 22 日付け厚生労働省発生食 0322 第 8 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくテフルベンズロンに係る食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

# テフルベンズロン

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：テフルベンズロン [ Teflubenzuron (ISO) ]

(2) 用 途：殺虫剤

ベンゾイルウレア系の殺虫剤である。昆虫のキチンの生合成を阻害し、主に幼虫が脱皮不能になることによって殺虫効果を発揮すると考えられている。

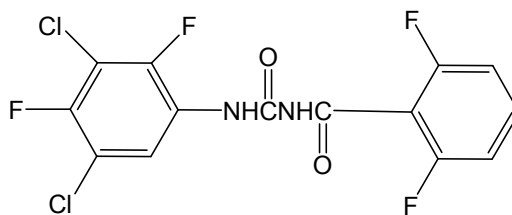
動物用医薬品として国内で承認されていないが、海外でさけに使用されている。

(3) 化学名及びCAS番号

*N*-[(3,5-Dichloro-2,4-difluorophenyl) carbamoyl]-2,6-difluorobenzamide  
(IUPAC)

Benzamide, *N*-[[ (3,5-dichloro-2,4-difluorophenyl) amino] carbonyl]-2,6-difluoro- (CAS : No. 83121-18-0)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{14}H_6Cl_2F_4N_2O_2$
分子量	381.11
水溶解度	$5.0 \times 10^{-5}$ g/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} > 4.3$ (20°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

**作物名**となっているものについては、今回農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 5.0%テフルベンズロン乳剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テフルベンズロンを含む農薬の総使用回数				
みかん なつみかん	アゲハ類	2000 倍	200～700 L/10 a	収穫 21 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内				
	ミソハネガリガ	1000～						収穫 30 日前まで			
かき	カキハタムシガ	2000 倍									
	イガ類	2000 倍									
もも	モモハネガリガ シクイムシ類	1000～		収穫前日 まで	2 回以内		2 回以内				
		2000 倍									
初刈り	2000 倍										
りんご	キンモンホガ	2000～						2 回以内	2 回以内	2 回以内	
		6000 倍									
	キンモンハネガリガ	4000 倍									
	ヒメシロモントウガ シクイムシ類	2000 倍									
ヨモギエダシヤク		2000～ 4000 倍									
なし	シクイムシ類	1000～	0.8 L/10 a 1.6 L/10 a			収穫 21 日前まで					無人ヘリコプター による散布
		2000 倍									
だいこん	コナガ	8 倍									
		16 倍									
	アオムシ ヨウムシ	2000 倍									
ごぼう	ゾウムシ類	1000 倍		100～300 L/10 a	収穫 7 日 前まで		4 回以内	散布	4 回以内		
葉ごぼう	ハスモンヨトウ	2000 倍		100～300 L/10 a	収穫 14 日前まで		2 回以内	散布	2 回以内		
とうがん	コナジラミ類			収穫 3 日 前まで	3 回以内		3 回以内				
はくさい	タナギソウワバ コナガ アオムシ ヨウムシ			2000 倍	100～300 L/10 a		収穫 7 日 前まで	2 回以内	2 回以内		

① 5.0%テフルベンズロン乳剤（つづき）

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テフルベンズロンを含む農薬の総使用回数					
トマト ミニトマト なす	ハスモンヨトウ コナジラミ類	2000倍	100～300 L/10 a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内					
さやえんどう	シロイモジヨトウ											
キャベツ	コカガ アオムシ ヨウムシ タマキニンワバ ハスモンヨトウ	16倍	1.6 L/10 a	収穫7日前まで	2回以内	無人ヘリコプターによる散布	2回以内					
	コカガ											
ねぎ	シロイモジヨトウ	2000倍	100～300 L/10 a	収穫3日前まで	2回以内	散布	2回以内					
ブロッコリー	コカガ											
茎ブロッコリー	アオムシ											
なばな	コカガ	2000倍	100～300 L/10 a	収穫7日前まで	1回	散布	1回					
フンゲンサイ たかな				収穫14日前まで	2回以内		2回以内	2回以内				
ほうれんそう	ヨウムシ	収穫7日前まで										
いちご アスパラガス	ハスモンヨトウ	2000倍	100～300 L/10 a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内					
しょうが				収穫7日前まで								
レタス				収穫3日前まで								
非結球レタス				収穫30日前まで								
えだまめ				収穫14日前まで				8～16倍	0.8 L/10 a	2回以内	無人ヘリコプターによる散布	2回以内
だいず												
てんさい	ヨウムシ	1000～ 2000倍	100～300 L/10 a	収穫7日前まで	2回以内	散布	2回以内					
かんしょ	ハスモンヨトウ	1000倍										
	ナジロシタバ ハイロサビヒョウタンゾウ ウムシ											
きく(葉)	ヨウムシ類	2000倍	200～400 L/10 a	摘採7日前まで	1回	散布	1回					
茶	モキエダシヤク チャノホカガ	2000～ 4000倍										

(2) 海外での使用方法

① 2%テフルベンズロン・1%インドキサカルブ水和剤 (韓国)

作物名	適用	希釈倍数	1回当たりの 使用量	使用時期	本剤の使 用回数	使用方 法
とうがらし	タバコ	1000倍	250 L/10 a	収穫3日前まで	3回以内	散布

② 4%テフルベンズロン・16%フルベンジアミドフロアブル (韓国)

作物名	適用	希釈倍数	1回当たりの 使用量	使用時期	本剤の使 用回数	使用方 法
とうがらし	タバコ	2000倍	250 L/10 a	収穫3日前まで	3回以内	散布

③ 150 g/L テフルベンズロンフロアブル (ブラジル)

作物名	適用	使用液量	使用時期	本剤の使 用回数	使用方法	テフルベンズロンを 含む農薬の総 使用回数
コーヒー豆	コーヒーハモグ リ	250 mL/ha	収穫30日前 まで	2回	散布	2回

(3) 動物用医薬品としての海外での使用方法

医薬品	適用	対象動物	用法・用量	使用国	休薬期間
テフルベンズ ロンを有効成 分とする粉剤	サケジラミ	大西洋さけ	10 mg/kg を7 日間混餌投与 する	イギリス アイルランド カナダ ノルウェー	96 度日※

※度日 (degree days) : 水温と日数の積算温度 (水温×日数)

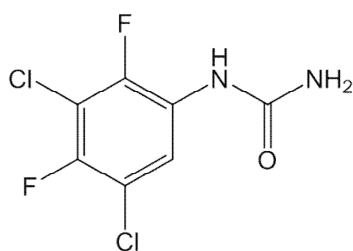
3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・テフルベンズロン
- ・3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル-尿素 (以下、代謝物 G という)



代謝物 G

## ② 分析法の概要

### i) テフルベンズロン

試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶後、フロリジルカラムを用いて精製する。紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-UV）で定量、またはヨウ化メチルでメチル化し、シリカゲルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ（GC-NPD）で定量する。

または、試料からアセトニトリル又はアセトニトリル／水で抽出し、C<sub>18</sub>カラム、シリカゲルカラム及びNH<sub>2</sub>カラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界：0.005～0.08 mg/kg

### ii) 代謝物G

試料からアセトニトリルで抽出し、酢酸エチルに転溶する。フロリジルカラムを用いて精製した後、ヨウ化メチルでメチル化し、ガスクロマトグラフ・質量分析計（GC-MS）で定量する。なお、代謝物Gの分析値は、換算係数1.58を用いてテフルベンズロン濃度に換算した値として示した。

定量限界：0.005 mg/kg（テフルベンズロン換算濃度）

## 【海外】

### ① 分析対象物質

- ・テフルベンズロン

### ② 分析法の概要

コーヒー豆は、試料からメタノール・水（17:3）混液で抽出し、アセトニトリル／ヘキサン分配した後、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界：0.1 mg/kg

とうがらしは、試料から酢酸エチル又はアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界：0.01～0.05 mg/kg

## (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2及び1-3を参照。

#### 4. 畜産物における推定残留濃度

本剤については、飼料として給与した作物を通じ家畜の筋肉等への移行が想定されることから、飼料の最大給与割合等から算出した飼料中の残留農薬濃度と動物飼養試験の結果を用い、以下のとおり畜産物中の最大残留濃度及び平均残留濃度を算出した。

##### (1) 分析の概要

###### ① 分析対象物質

- ・テフルベンズロン

###### ② 分析法の概要

脂肪以外の組織はメタノールで、脂肪、乳及び卵はアセトニトリルで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。ゲル浸透クロマトグラフィー (GPC) 及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界 : 0.01 mg/kg

##### (2) 家畜残留試験 (動物飼養試験)

###### ① 乳牛を用いた残留試験

乳牛 (3 頭/時点) に対して、飼料中濃度として 10、30 及び 100 ppm に相当する量のテフルベンズロンを 28 日間にわたり経口投与し、初回投与、29~30 日後に採取した筋肉、皮下脂肪、腹膜脂肪、肝臓、腎臓及び乳に含まれるテフルベンズロン濃度を HPLC で測定した。結果は表 1 を参照。

表 1. 乳牛の組織中及び乳中の残留濃度 (mg/kg)

	対照	10 ppm 投与群	30 ppm 投与群	100 ppm 投与群
筋肉	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)
皮下脂肪	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	0.015 (0.012)
腹膜脂肪	0.026 (0.020)	0.028 (0.018)	0.017 (0.014)	0.015 (0.014)
肝臓	0.017 (0.012)	0.025 (0.015)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)
腎臓	0.015 (0.012)	0.018 (0.013)	<0.01 (<0.01)	0.017 (0.012)
乳	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)

数値は最大値を示し、括弧内は平均値を示す。

② 産卵鶏を用いた残留試験

産卵鶏（10羽/群）に対して、飼料中濃度として0.5、1.5及び5 ppmに相当する量のテフルベンズロンを28日間にわたり経口投与し、筋肉、肝臓、腎臓、腹腔内脂肪並びに皮膚及び皮下脂肪に含まれるテフルベンズロン濃度を測定した。また、卵については、投与期間中毎日採卵し、3～7日毎にテフルベンズロン濃度を測定した。結果は表2を参照。

表2. 産卵鶏の組織中及び卵中の残留濃度 (mg/kg)

	対照	0.5 ppm 投与群	1.5 ppm 投与群	5 ppm 投与群
筋肉	<0.01 (<0.01)	0.011 (<0.01)	0.016 (0.014)	0.063 (0.038)
肝臓	0.039 (0.034)	0.058 (0.041)	0.057 (0.043)	0.095 (0.081)
腎臓	<0.01 (<0.01)	0.021 (0.015)	0.025 (0.016)	0.051 (0.036)
皮膚及び皮下脂肪	<0.01 (<0.01)	0.037 (0.028)	0.121 (0.081)	0.063 (0.38)
腹腔内脂肪	<0.01 (<0.01)	0.086 (0.077)	0.245 (0.228)	1.210 (0.697)
卵	<0.01 (<0.01)	0.04 (0.033)	0.08 (0.073)	0.34 (0.27)*

数値は最大値を示し、括弧内は平均値を示す。

\* 初回投与14日～28日後の平均

上記の結果に関連して、JMPRは、肉牛及び乳牛のMDB<sup>注1)</sup>及びSTMR dietary burden<sup>注2)</sup>をそれぞれ0.54 ppm及び0.36 ppmと評価し、最小投与量の10 ppmより相当程度低いことから、陸生哺乳類の食用組織及び牛、山羊及び羊の乳の最大残留濃度及び平均残留濃度を定量限界の0.01 mg/kgと評価している。

また、JMPRは、肉用鶏及び産卵鶏のMDB<sup>注1)</sup>及びSTMR dietary burden<sup>注2)</sup>をそれぞれ0.015 ppm及び0.012 ppmと評価し、最小投与量の0.5 ppmより相当程度低いことから、家きんの組織及び卵の最大残留濃度及び平均残留濃度を定量限界の0.01 mg/kgと評価している。

注1) 最大飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden : MDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に農薬が残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。

注2) 平均的飼料由来負荷 (STMR dietary burden 又は mean dietary burden) : 飼料として用



いられる全ての飼料品目に農薬が平均的に残留していると仮定した場合に（作物残留試験から得られた残留濃度の中央値を試算に用いる）、飼料の摂取によって畜産動物が暴露される最大濃度。飼料中濃度として表示される。

## 5. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象物質

- ・テフルベンズロン

#### ② 分析法の概要

試料からアセトニトリルで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラム及びC<sub>8</sub>カラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界：0.02 mg/kg

### (2) 家畜残留試験

- ① 大西洋さけ（水温6℃飼育、体重527～1403 g、10尾/時点）にテフルベンズロン（10 mg/kg 体重）を13日間混餌投与した後、14日目にチューブを用いて強制経口投与し、最終投与1、8、16、24及び35日後に採取した筋肉及び皮膚におけるテフルベンズロン濃度をHPLC-UVで測定した。結果は表3を参照。

表3. 大西洋さけにテフルベンズロンを14日間投与後の組織中のテフルベンズロンの濃度 (mg/kg)

	最終投与後日数				
	1	8	16	24	35
筋肉	0.405±0.176 (10)	0.063±0.027 (10)	0.045±0.007 (10)	0.041±0.019 (10)	0.023±0.004 (10)
皮膚	0.443±0.211 (10)	0.106±0.032 (10)	0.054±0.033 (10)	0.062±0.017 (10)	0.044±0.009 (10)
筋肉及び皮膚	0.407±0.155 (10)	0.067±0.026 (10)	0.046±0.008 (10)	0.042±0.017 (10)	0.025±0.004 (10)

数値は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

- ② 大西洋さけ（水温10±1℃飼育、体重508～1297 g、10尾/時点）にテフルベンズロン（10 mg/kg 体重）を6日間混餌投与した後、7日目にチューブを用いて強制経口投与し、最終投与1、4、8、12、18、24及び35日後に採取した筋肉及び皮膚におけるテフルベンズロン濃度をHPLC-UVで測定した。結果は表4を参照。

表 4. 大西洋さけにテフルベンズロンを 7 日間投与後の組織中のテフルベンズロンの濃度 (mg/kg)

	最終投与後日数						
	1	4	8	12	18	24	35
筋肉	894±501 (10)	329±206 (10)	103±52 (10)	52±23 (10)	26±9 (10)	28±16 (10)	37±17 (10)
皮膚	1310±436 (10)	353±316 (10)	221±229 (10)	86±42 (10)	50±12 (10)	39±20 (10)	43±13 (10)
筋肉 及び 皮膚	932±475 (10)	331±213 (10)	116±64 (10)	56±22 (10)	29±8 (10)	29±16 (10)	38±16 (10)

数値は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界未満の分析値については定量限界の値を使って平均値及び標準偏差を計算した。

JECFA は、上記の残留試験結果から、筋肉及び皮膚について、統計学的解析により、休薬期間 96 日時から最大許容濃度の 95% 上限を算出し、基準値を 0.4 mg/kg と評価している。

## 6. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたテフルベンズロンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：2.1 mg/kg 体重/day

(動物種) 雄マウス

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 発がん性試験

(期間) 78週間

安全係数：100

ADI：0.021 mg/kg 体重/day

マウスを用いた発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、メカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

### (2) ARfD 設定の必要なし

テフルベンズロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

## 7. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価が行われ、1994年にADIが設定され、2016年にARfDは設定不要と評価されている。国際基準はりんご、ぶどう等に設定されている。JECFAにおいてもリスク評価が行われ、2015年にADIが設定され、ARfDは設定不要と評価されている。国際基準はさけの筋肉及び皮膚に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、マンゴー等に、EUにおいてばれいしょ、トマト等に、カナダにおいてブロッコリー、パイナップル等に基準値が設定されている。

## 8. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

テフルベンズロンとする。

一部の作物残留試験において、代謝物Gの分析が行われているが、代謝物Gはえだまめで0.005 mg/kg検出されたほかは全て定量限界（0.005 mg/kg）未満であったことから、規制対象としては代謝物Gを含めないこととした。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をテフルベンズロン（親化合物のみ）としている。

### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	38.1
幼小児（1～6歳）	55.1
妊婦	29.8
高齢者（65歳以上）	48.7

注) 各食品の平均摂取量は、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

テフルベンズロンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件			残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup> 【テフルベンズロン/代謝物G】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
だいず (乾燥子実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21	圃場A: 0.01/<0.005 圃場B: <0.01/<0.005
	2	5.0%乳剤	8倍散布 0.8 L/10 a	2, 3	7 6, 13	圃場A: <0.01/- (3回, 13日) (#) <sup>注2)</sup>
				2	7, 14, 21	圃場B: <0.01/- <sup>注3)</sup>
かんしょ (塊根)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21 8, 14, 21	圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/- (2回, 8日)
てんさい (塊根)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21, 31	圃場A: 0.08/- 圃場B: 0.02/- (2回, 21日)
てんさい (葉部)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21, 31	圃場A: 5.46/- 圃場B: 2.58/-
だいこん (根部)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-
	2	5.0%乳剤	4000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21	圃場A: <0.01/- (2回, 21日) (#) 圃場B: <0.01/- (2回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	8倍散布 0.8 L/10 a	2	21	圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-
だいこん (葉部)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A: 0.31/- 圃場B: 0.36/-
	2	5.0%乳剤	4000倍散布 200 L/10 a	2	14, 21	圃場A: 0.13/- (2回, 21日) (#) 圃場B: 0.24/- (2回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	8倍散布 0.8 L/10 a	2	21	圃場A: <0.01/- 圃場B: 0.42/-
はくさい (茎葉)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: *0.05/<0.005 (*2回, 21日) (#) 圃場B: *0.07/*<0.005 (*2回, 7日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14	圃場A: 0.03/- (2回, 14日) 圃場B: 0.09/-
キャベツ (葉球)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14, 21 7, 14, 22	圃場A: 0.15/- (3回, 14日) (#) 圃場B: 0.34/- (3回, 14日) (#)
	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21 7, 14, 20	圃場A: 0.06/- (2回, 7日) (#) 圃場B: 0.036/- (2回, 14日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14	圃場A: 0.06/- (2回, 14日) 圃場B: 0.10/-
	2	5.0%乳剤	16倍散布 1.6 L/10 a	2	7	圃場A: 0.04/- 圃場B: 0.012/-
チンゲンサイ (可食部)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	1, 2	3, 7, 14	圃場A: 0.15/- (1回, 14日) 圃場B: 0.02/-
ブロッコリー (花蕾)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.13/- 圃場B: 0.08/-
たかな (葉部)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 250 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.30/- 圃場B: 0.42/-
なばな (茎葉)	1	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.43/- (2回, 7日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200, 150 L/10 a	1	7, 14, 21 7, 13, 21	圃場A: 0.19/- 圃場B: 0.16/-
茎ブロッコリー (花蕾及び茎葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A: 0.41/- 圃場B: 0.49/-
ごぼう (根部)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A: <0.02/- 圃場B: <0.02/-
レタス (茎葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 175~250, 300 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A: 0.31/- 圃場B: 0.40/-
リーフレタス (茎葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	3, 7, 18 3, 7, 14	圃場A: <0.05/- (2回, 18日) (#) 圃場B: 0.34/- (2回, 14日) (#)
サラダ菜 (茎葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300, 252.5 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A: 0.62/- (2回, 14日) (#) 圃場B: 0.98/- (2回, 14日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	7, 14, 21, 28	圃場A: <0.05/- (2回, 28日) 圃場B: <0.05/- (2回, 28日)
葉ごぼう (茎葉及び根)	3	5.0%乳剤	2000倍散布 200, 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: 0.42/- 圃場B: 0.90/-
					14, 21, 28	圃場C: 1.90/-
きく (葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 3.22/- 圃場B: 5.68/-
ねぎ (葉ねぎ) (葉茎)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.30/- 圃場B: 0.40/-
ねぎ (根深ねぎ) (葉茎)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A: 0.20/- 圃場B: 0.26/-

テフルベンズロンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup> 【テフルベンズロン/代謝物G】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
アスパラガス (若莖)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 250, 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.08/- 圃場B: 0.10/-
トマト (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.05/- (2回, 7日) 圃場B: 0.03/- (2回, 7日)
ミニトマト (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: 0.08/- 圃場B: 0.18/-
なす (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.07/- 圃場B: 0.13/-
とうがん (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200L/10a	3	3, 7, 14	圃場A: 0.04/- 圃場B: 0.02/-
ほうれんそう (茎葉)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	<u>7</u> , 14, 22 <u>7</u> , 14, 21	圃場A: 1.58/- (2回, 14日) 圃場B: 0.94/-
しょうが (根莖)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200, 300 L/10 a	2	<u>7</u> , 13, 21 <u>7</u> , 14, 21	圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-
さやえんどう (さや)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.93/- 圃場B: 1.45/-
えだまめ (さや)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A: 0.22/<0.005 圃場B: *0.32/0.005 (*2回, 21日)
みかん (果肉)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500 L/10a	3	<u>21</u> , 31, 45 <u>21</u> , 30, 45	圃場A: 0.01/- 圃場B: <0.01/-
みかん (果皮)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500 L/10 a	3	<u>21</u> , 31, 45 <u>21</u> , 30, 45	圃場A: 1.79/- (3回, 31日) 圃場B: 1.16/-
夏みかん (果肉)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500, 300 L/10 a	3	<u>21</u> , 30, 45 <u>21</u> , 30, 44	圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-
夏みかん (果皮)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500, 300 L/10 a	3	<u>21</u> , 30, 45 <u>21</u> , 30, 44	圃場A: 1.72/- 圃場B: 1.10/- (3回, 44日)
夏みかん (果実全体)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500, 300 L/10 a	3	<u>21</u> , 30, 45 <u>21</u> , 30, 44	圃場A: 0.45/- 圃場B: 0.32/- (3回, 44日)
りんご (果実)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 600 L/10 a	3	21, 28, 45	圃場A: *0.19/**<0.005 (*3回, 45日, **3回, 21日) (#) 圃場B: *0.14/**<0.005 (*3回, 28日, **3回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 500 L/10 a	3	21, 30, 44	圃場A: 0.22/- (3回, 44日) (#) 圃場B: 0.20/- (3回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	4000倍散布 700, 500 L/10 a	3	21, 30, 44	圃場A: 0.13/- (3回, 21日) (#) 圃場B: 0.13/- (3回, 44日) (#)
	2	5.0%乳剤	2000倍散布 500, 350 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.16/- 圃場B: 0.13/- (2回, 3日)
なし (果実)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 400 L/10 a	3	21, 30, 44 21, 30, 45	圃場A: *0.12/**<0.005 (*3回, 30日, **3回, 21日) (#) 圃場B: *0.07/**<0.005 (*3回, 30日, **3回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	1000倍散布 300, 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.16/- 圃場B: 0.12/- (2回, 3日)
もも (果肉)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 400, 500 L/10 a	3	14, 21, 30	圃場A: 0.01/- (3回, 14日) (#) 圃場B: <0.01/- (3回, 14日) (#)
	2	5.0%乳剤	1000倍散布 400 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: <0.03/- 圃場B: <0.03/-
もも (果皮)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 400, 500 L/10 a	3	14, 21, 30	圃場A: 3.41/- (3回, 21日) (#) 圃場B: 2.86/- (3回, 21日) (#)
	2	5.0%乳剤	1000倍散布 400 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 2.55/- 圃場B: 3.14/-
ネクタリン (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.11/- 圃場B: 0.20/- (2回, 3日)
いちご (果実)	2	5.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.11/- 圃場B: 0.33/-
かき (果実)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 500 L/10 a	3	21, 30, 44	圃場A: 0.16/- 圃場B: 0.19/- (3回, 44日)
茶 (荒茶)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: 12.5/- (1回, 7日) (#) 圃場B: 12.7/- (1回, 7日) (#)
茶 (浸出液)	2	5.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: 0.33/- (1回, 7日) (#) 圃場B: 0.37/- (1回, 7日) (#)

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。  
表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) - : 分析せず。

注4) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

## テフルベンズロンの海外作物残留試験一覧表 (ブラジル)

農作物	試験 圃場数	試験条件			残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup> 【テフルベンズロン/代謝物G】	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
コーヒー (露地) (豆)	1	150 g/L フロアブル	37.5 g ai/ha 散布	<u>2</u>	30	圃場A : <0.1/-
	1	150 g/L フロアブル	75 g ai/ha 散布	2	30	圃場A : <0.1/ <u>-</u> <sup>注2)</sup> (#) <sup>注3)</sup>

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

注2) - : 分析せず。

注3) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

## テフルベンズロンの海外作物残留試験一覧表 (韓国)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
とうがらし (施設) (実)	1	2%水和剤	1000倍散布 250 L/10 a	3	1, 3, 5, 7	圃場A:<0.05
	1	4% フロアブル	2000倍散布 250 L/10 a	3	1, 3, 5, 7	圃場A:0.12

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし	0.01	0.1		0.01		
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	0.05	0.1	○	0.05		<0.01,0.01
ばれいしょ		0.1				
かんしょ	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
てんさい	0.3	0.5	○			0.02,0.08(\$)
さとうきび	0.01			0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○			0.31,0.36
はくさい	0.3	0.5	○			0.03,0.09
キャベツ	0.3	0.5	○			0.06,0.10
芽キャベツ		0.5				
チンゲンサイ	0.5	1	○			0.02,0.15(\$)
カリフラワー	0.01	0.05		0.01		
ブロッコリー	0.5	1	○			0.08,0.13
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.41,0.49(茎ブロッコリー)
ごぼう	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1	○			0.31,0.40(レタス)
その他のきく科野菜	10	5	○・申			3.22,5.68(きくの葉)
ねぎ(リーキを含む)	1	1	○			0.30,0.40(葉ねぎ)
アスパラガス	0.3	1	○			0.08,0.1
トマト	2	0.5	○	1.5		
ピーマン		0.5				
なす	0.5	0.5	○			0.07,0.13(\$)
その他のなす科野菜	0.2	0.2			0.2 韓国	【<0.05,0.12(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	0.2		1.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
メロン類果実	0.3	0.2		0.3		
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(とうがん)
ほうれんそう	5	5	○			0.94,1.58(\$)
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	3	3	○			0.93,1.45
えだまめ	1	1	○	0.2		0.22,0.32(\$)
マッシュルーム		0.2				
みかん	0.05	0.1	○	0.05		<0.01,0.01
なつみかんの果実全体	1	1	○	0.5		0.32,0.45
レモン	0.5	1		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	1		0.5		
グレープフルーツ	0.5	1		0.5		
ライム	0.5	1		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	1		0.5		
りんご	0.5	1	○	0.5		0.13,0.16
日本なし	0.5	1	○			0.12,0.16(日本なし)
西洋なし	0.5	1	○			(日本なし参照)
マルメロ		1				



食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	0.2	0.3	○			<0.03,<0.03
ネクタリン	0.5	1	○			0.11,0.20
あんず(アプリコットを含む。)		0.3				
すもも(プルーンを含む。)		0.3				
うめ		0.3				
おうとう(チェリーを含む。)		0.3				
いちご	1	1	○			0.11,0.33(\$)
ぶどう	0.7	1		0.7		
かき	0.5	0.5	○			0.16,0.19
パパイヤ	0.4			0.4		
ひまわりの種子	0.3			0.3		
茶	20	20	○			12.5,12.7(荒茶)
コーヒード	0.5	0.5		0.3	0.5 ブラジル	【<0.1,<0.1(#)(ブラジル)】
その他のスパイス	5	5	○			1.16,1.79(\$)(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.4			0.4	⋮	

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートライセンス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

テフルベンズロン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
とうもろこし	0.01	0.0	0.1	0.1	0.0
大豆	0.05	2.0	1.0	1.6	2.3
かんしょ	0.05	0.3	0.3	0.6	0.5
てんさい	0.3	9.8	8.3	12.3	10.0
さとうきび	0.01	1.0	0.8	1.2	1.0
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	0.05	1.7	0.6	1.0	2.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	1	1.7	0.6	3.1	2.8
はくさい	0.3	5.3	1.5	5.0	6.5
キャベツ	0.3	7.2	3.5	5.7	7.1
チンゲンサイ	0.5	0.9	0.4	0.9	1.0
カリフラワー	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ブロッコリー	0.5	2.6	1.7	2.8	2.9
その他のあぶらな科野菜	1	3.4	0.6	0.8	4.8
ごぼう	0.1	0.4	0.2	0.4	0.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	9.6	4.4	11.4	9.2
その他のきく科野菜	10	15.0	1.0	6.0	26.0
ねぎ (リーキを含む。)	1	9.4	3.7	6.8	10.7
アスパラガス	0.3	0.5	0.2	0.3	0.8
トマト	2	64.2	38.0	64.0	73.2
なす	0.5	6.0	1.1	5.0	8.6
その他のなす科野菜	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	41.4	19.2	28.4	51.2
メロン類果実	0.3	1.1	0.8	1.3	1.3
その他のうり科野菜	0.2	0.5	0.2	0.1	0.7
ほうれんそう	5	64.0	29.5	71.0	87.0
しょうが	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
未成熟えんどう	3	4.8	1.5	0.6	7.2
えだまめ	1	1.7	1.0	0.6	2.7
みかん	0.05	0.9	0.8	0.0	1.3
なつみかんの果実全体	1	1.3	0.7	4.8	2.1
レモン	0.5	0.3	0.1	0.1	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.5	3.5	7.3	6.3	2.1
グレープフルーツ	0.5	2.1	1.2	4.5	1.8
ライム	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.5	3.0	1.4	1.3	4.8
りんご	0.5	12.1	15.5	9.4	16.2
日本なし	0.5	3.2	1.7	4.6	3.9
西洋なし	0.5	0.3	0.1	0.1	0.3
もも	0.2	0.7	0.7	1.1	0.9
ネクタリン	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
いちご	1	5.4	7.8	5.2	5.9
ぶどう	0.7	6.1	5.7	14.1	6.3
かき	0.5	5.0	0.9	2.0	9.1
パパイヤ	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0
ひまわりの種子	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	20	132.0	20.0	74.0	188.0
コーヒー豆	0.5	1.7	0.1	0.1	1.2
その他のスパイス	5	0.5	0.5	0.5	1.0
牛の筋肉及び脂肪*	0.01	0.2	0.1	0.2	0.1
牛の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0

テフルベンズロン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体	幼小児	妊婦	高齢者
		(1歳以上) TMDI	(1~6歳) TMDI	TMDI	(65歳以上) TMDI
豚の筋肉及び脂肪*	0.01	0.4	0.3	0.4	0.3
豚の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の筋肉及び脂肪**	0.01				
その他の陸棲哺乳類の肝臓**	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の腎臓**	0.01				
その他の陸棲哺乳類の食用部分**	0.01				
乳	0.01	2.6	3.3	3.6	2.2
鶏の筋肉及び脂肪*	0.01	0.2	0.1	0.2	0.1
鶏の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
家きんの筋肉及び脂肪*	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
家きんの肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
家きんの腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
家きんの食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の卵	0.01	0.4	0.3	0.5	0.4
その他の家きんの卵	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類 (さげ目魚類に限る。)	0.4	4.2	2.1	1.6	4.9
計		440.9	191.0	365.9	573.5
ADI比 (%)		38.1	55.1	29.8	48.7

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算: 基準値案×各食品の平均摂取量

\* 牛、豚、鶏及び家きんの筋肉及び脂肪については、筋肉及び脂肪のうち高い方の基準値を用いた。

\*\* その他の陸棲哺乳類については、各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

「陸棲哺乳類の肉類」については、TMDI計算では、牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗じた。

(参考)

これまでの経緯

平成 2 年 1 1 月 7 日	初回農薬登録
平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日	残留農薬基準告示
平成 2 3 年 8 月 2 5 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼（適用拡大：葉ごぼう）
平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日	インポートトレランス申請（コーヒー豆）
平成 2 4 年 1 月 1 9 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 2 6 年 1 月 2 0 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 2 7 年 9 月 1 8 日	残留農薬基準告示
平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る基準値設定依頼（適用拡大：きく（葉））
平成 2 9 年 3 月 1 5 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 3 0 年 3 月 2 2 日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 3 0 年 3 月 2 3 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ○ 穂山 浩 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長            |
| 石井 里枝  | 埼玉県衛生研究所化学検査室長              |
| 井之上 浩一 | 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授     |
| 折戸 謙介  | 麻布大学獣医学部生理学教授               |
| 魏 民    | 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授      |
| 佐々木 一昭 | 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授   |
| 佐藤 清   | 元 一般財団法人残留農薬研究所理事           |
| 佐野 元彦  | 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授           |
| 永山 敏廣  | 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授 |
| 根本 了   | 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長         |
| 二村 睦子  | 日本生活協同組合連合会組織推進本部長          |
| 宮井 俊一  | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問          |
| 由田 克士  | 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授     |
| 吉成 浩一  | 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授        |

(○：部会長)

答申(案)

テフルベンズロン

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.05
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
はくさい	0.3
キャベツ	0.3
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	1
ごぼう	0.1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	10
ねぎ(リーキを含む。)	1
アスパラガス	0.3
トマト	2
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.2
ほうれんそう	5
しょうが	0.05
未成熟えんどう	3
えだまめ	1
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup>	0.5
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.2
ネクタリン	0.5
いちご	1
ぶどう	0.7
かき	0.5
パパイヤ	0.4

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
ひまわりの種子	0.3
茶	20
コーヒー豆	0.5
その他のスパイス <sup>注6)</sup>	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注7)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注8)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注9)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.4

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。